様式７

**南部山浄水場小水力発電施設建設工事**

**守秘義務に関する誓約書**

　　年　　月　　日

　宮城県公営企業管理者　様

（応募共同企業体名）

　　　　　　　　　　　　（代表）企業名

　　　　　　　　　　　　 住　　　 　所

　　　　　　　　　　 代表者名　　　　　　　　　 　印

当社は、令和５年６月３０日付けで募集要項等が公表されました「南部山浄水場小水力発電施設建設工事」（以下「本工事」とする。）に関し、宮城県（以下「県」とする。）から、本工事の募集に関する検討を目的（以下「本目的」とする。）として、本誓約書を提出した者に提供される資料（以下「守秘義務対象資料」といいます。）の貸与を希望します。守秘義務対象資料の貸与を受けるに当たっては、下記事項を遵守し、秘密を保持することを誓約します。

記

１　当社は、本目的のためにのみ守秘義務対象資料の提供を受けるものであり、本目的以外の目的のために当該資料を利用しません。

２　当社は、守秘義務対象資料が参考のために提供されるものであり、県は、その内容の正確性について一切の責任を負わないことを承認します。

３　当社は、県から提供を受けた守秘義務対象資料を秘密として保持するものとし、第三者に対し開示しません。但し、法律、命令、条例等（以下「法令等」といいます。）により開示が義務づけられる場合はこの限りではありません。

４　当社は、県から提供を受けた守秘義務対象資料に含まれる情報が、県又は当該情報の提供者の業務上重要な情報であり、これが第三者に開示された場合には、県又は情報提供者の業務又は工事に重大な影響を与える可能性がある情報が含まれることを了解し、守秘義務対象資料を、善良な管理者としての注意をもって取り扱うことを約束します。

５　県から提供を受けた守秘義務対象資料のうち個人情報に該当するものについては、法令等により県及び当社に認められる範囲内でのみ利用し、保持し、かつ、法令等により県及び当社に要求されるところに従い適切な管理を行うことを約束します。

６　当社の本誓約書に違反する行為により守秘義務対象資料が漏洩した場合、当社は、それにより県又は第三者（県に対して守秘義務対象資料を提供した者を含みますがこれに限りません。）に生じた損害を直接賠償することを約束します。

７　当社は、受領した守秘義務対象資料を、当社の本目的が終了した時点、本工事の工事開始日のいずれか早い日（以下「期間終了日」といいます。）までに、すべて破棄又は消去することを約束します。なお、本誓約書に基づく守秘義務その他の義務は、期間終了日以降も存続するものとします。

８　受領した守秘義務対象資料について、その全部又は一部の複製を行った場合（磁気ディスクその他の媒体への記録を含みます。）、期間終了日までにこれらを破棄又は消去することを約束します。

９　本誓約書は日本法に従って解釈されるものとします。

10　当社は、本誓約書に関連する一切の紛争については、仙台地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。